

# 情報公開 の流れ

～ 市政について疑問に思うことはありませんか？ ～  
～ 市民の皆さんとよりよい市政を目指しましょう！ ～

## 開示請求者

※誰でも請求できます。

〇〇はどうなっ  
ているの？

市が行っている〇〇  
について知りたい！

来庁・郵送

## 市役所

全ての部署で  
※仮受付（相談）・受付  
いたします。

※請求文書が漠然としている場合等については、  
文書を特定する必要があるため仮受付（相談）  
の段階で補正を求めます。  
その際は、補正を終えてからが正式な受付と  
なります。

### 【 担 当 課 】

開示決定

一部開示又は  
不開示決定

<決定に不服がある場合>

### 【 審 査 会 】

南九州市情報公開・  
個人情報保護審査会

諮 問

答 申

### 【 担 当 課 】

不服申立

再決定